平成２８年（フ）第９号
秋田県横手市朝日が丘２丁目８番33号
債務者　高橋　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２号
岐阜県養老郡養老町石畑124番地６
債務者　運商会こと　岩永　　運
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川江合寿町３丁目３番20号、従前の住所宮城県大崎市古川鶴ケ埣字小谷地68番地７
債務者　小出ひろみ（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５号
宮城県遠田郡美里町二郷字前袋二号２番地２、従前の住所宮城県大崎市古川鶴ケ埣字小谷地68番地７
債務者　浅野　茂則
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦21番地５
債務者　高橋　智之（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４９９２号
大阪府茨木市橋の内１丁目17番14号　パークハイツ橋の内107号、前住所大阪府茨木市橋の内３丁目18番29号　サンコート橋の内103号
債務者　藤盛　雅志
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１９号
大阪府寝屋川市田井西町23番１号
債務者　茶木　静江
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５号
大阪市旭区清水４丁目12番８―308号
債務者　坂口　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２号
大阪府高槻市津之江町１丁目13番２号
債務者　新開　光彦
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３号
大阪府高槻市津之江町１丁目13番２号
債務者　新開美津子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６６号
大阪市旭区今市１丁目１番４―306号、前住所大阪市旭区新森２丁目４番３号新森レヂデンス203号
債務者　榊原　　博
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２９号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―605号
債務者　宇津宮康男
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３８号
大阪市東住吉区西今川２丁目３番18号
債務者　芦原かつえ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９４号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番30号ヴェルディハイツ205号
債務者　福田一壽こと　具　　一壽
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３１号
大阪府東大阪市大**蓮**東３丁目６番21号セピアコート大**蓮**304
債務者　寺田　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４号
神戸市北区八多町中1403番地
債務者　久保　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
神戸市長田区神楽町３丁目５番15号
債務者　眞城　優依
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部